

特定非営利活動に関する外部評価の評価項目について

評価対象法人	特定非営利活動法人ノンラベル
評価者氏名(職名)	春日井 敏之
評価対象期間(年度)	平成26年度(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

1 法人の事業活動、組織運営等に関する状況

(1) 事業活動について

ア 事業計画等を策定しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
各事業年度の事業計画は、組織的な合意形成(総会・理事会等)に沿って策定しているか。	☒	☐	☒	☐
法人の目的を達成するための中長期的計画を策定しているか。	☒	☐	☒	☐

イ 法人の目的を達成するための基幹となる事業を実施しているか。

法人自己評価		外部評価	
はい	いいえ	はい	いいえ
☒	☐	☒	☐

→ 法人自己評価及び外部評価が「はい」の場合、基幹となる事業のうち優先順位の高いものから順に3件程度記入。

項 目	法人全体の労力に占める事業に割く労力の割合※
ひきこもり、不登校、アスペルガー障がいに関する居場所援助事業	99%
アスペルガー障がいの家族援助、月例家族会事業	1%
	%

※ 例) 総従事時間数に占める各事業の従事時間数の割合

(2) 組織運営について

ア 定款に定める権能に基づき、総会で審議・意思決定が行われているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し、議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	☒	☐	☒	☐
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。	☒	☐	☒	☐
決議や議事録署名人の選任、議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	☒	☐	☒	☐

イ 【定款で理事会の設置を定めている場合】定款に定める権能に基づき、理事会で審議・意思決定が行われているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
定款に定める正当な招集者の範囲や方法で招集し、議案書に基づき審議を行う体制となっているか。	☒	☐	☒	☐
定款で定められた内容を審議事項として審議しているか。また、総会の審議事項との区分は明確か。	☒	☐	☒	☐
決議や議事録署名人の選任、議事録の作成について定款に定める方法で行っているか。	☒	☐	☒	☐

ウ 監事による監査は適正に行われているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
監事はその法人における特別な立場を理解し、第三者性及び公正性が確保されているか。	☒	☐	☒	☐
監事は法人の理事や職員を兼務していないか。	☒	☐	☒	☐
監事は定款に定める職務を執行しているか。	☒	☐	☒	☐
予算・決算書の作成者が、監査まで行っていないか。	☒	☐	☒	☐

(3) 情報公開について

法人に関する情報を公開しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
活動の状況や法人運営に係る情報をホームページ等の情報開示ツールで発信しているか。また、適時に更新しているか。	☒	☐	☒	☐
活動の報告等を会報誌等で情報発信しているか。	☒	☐	☒	☐
法定の閲覧書類（事業報告書等、役員名簿、定款等）はいつでも閲覧できる状態か。	☒	☐	☒	☐
事業報告書等の記載内容は、外部に対して理解してもらえるように工夫※して作成されているか。	☒	☐	☒	☐

※例：概要の記載や、写真やデータなどを用いたレイアウト等、読み手に対して内容を分かりやすく伝える工夫

(4) コンプライアンス（法令遵守等）について

コンプライアンス（法令遵守等）の観点から組織として取組を推進しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
事業・活動に関連する法令※を把握し、遵守しているか。	☒	☐	☒	☐
重要な事項や個人情報を含むデータ・書類等のリスクマネジメントを行っているか。	☒	☐	☒	☐

※対象となる法令：特定非営利活動促進法，登記に関する法令（組合等登記令），税に関する法令（法人税法等），労務に関する法令（労働基準法等），事業ごとに適用される法令（例：介護保険制度に基づくサービス提供←介護保険法の適用）など

(5) 外部評価について

活動内容を評価し、改善する仕組みを有しているか。

項 目	法人自己評価		外部評価	
	はい	いいえ	はい	いいえ
これ以前に外部評価を受けたことがあるか。	☒	☐	☒	☐
外部評価を受けた結果を，理事会等で審議する機会を設ける等，改善する機能を有しているか。	☒	☐	☒	☐

京都市条例指定「特定非営利活動法人ノンラベル」に関する第三者評価

第三者評価委員として2年目となるが、月例会・総会への参加、事務所訪問による実施事業の状況把握と関係者へのヒアリング、発刊されている書籍、関係書類・資料などの精査を行ってきた。これらに基づき、京都市条例指定「特定非営利活動法人ノンラベル」に関する第三者評価を行い、事業活動の経過、内容、到達点と課題などについて報告する。

1 事業活動の経過

不登校・ひきこもりの子どもを抱える保護者への支援を中心として、「京都ひきこもりと不登校の家族会ノンラベル」(2001年)が設立され、活動がスタートした。その後、保護者への支援だけではなく、保護者や当事者のニーズを受けて、発達障害・偏り(自閉症スペクトラム)をもつ青年への支援事業の展開を行うようになり、NPO法人格を取得し「特定非営利活動法人ノンラベル」(2008年)となり、「指定福祉サービス事業所」(2009年)の認定を受け、「生活訓練」「就労継続支援B型」の多機能型事業所として事業活動を拡充し今日に至っている。このような経過をふまえ、14年目を迎えている現在の事業活動は、高機能広汎性発達障害の青年、及び保護者への支援が中軸となっている。

2 事業活動の内容

主たる事業活動は、次の6点に集約される。

① 月例家族会の開催

保護者を対象として、毎月京都で2回実施している。1回は、会員となり事務所に通所している青年の保護者の例会である。もう1回は、会員以外の保護者・青年なども参加できる例会であり、前半は基礎講座による障害特性への理解、後半はグループワークによるコミュニケーション・トレーニングなどを内容としている。なお、東京で毎月1回実施してきた例会は、会員数と必要経費の関係、会場の閉鎖等によって、昨年9月をもって終結となった。しかしその後も、保護者による自主的学習会が継続されており、田井美幸理事長が年1回参加して、継続的な支援を行う予定である。

② 個別支援・コーディネート事業

保護者、青年を対象とした個別面談による支援。月例家族会などの会場や事務所などにおいて、要請を受けて、家族支援や個別支援の計画立案、医療・教育・福祉などの関係機関への接続支援なども行っている。

③ 居場所援助事業

事務所の一室を活用し、青年を対象に毎週2回実施。雑談やゲーム、食事会、お茶会などを通して、対人関係トレーニングの場となっている。通所してくる青年たちにとって、職員も交えた交流、トレーニングの場として機能している。

④ 「障害福祉サービス」の提供

障害者総合支援法に基づき、京都府より「自立訓練・就労継続支援事業所」としての指定を受けており、「生活訓練」「就労継続支援B型」のサービスを提供している。事務所の2階部分は、青年にとっての職場となっており、自立訓練、就労支援の場として機能している。

⑤ 支援者養成事業、研究会・研修会等事業

ASD支援者養成講座（第16次）の開催、その後の支援者としての力量アップのためのケースカンファレンス、研修会などを開催している。

⑥ 支援者養成機関からの「実習」の受け入れ

大阪保健福祉専門学校、京都医療福祉専門学校に加えて、今年は佛教大学からも、実習生の積極的な受け入れを行っており、支援者養成としての機能を果たしている。

3 事業活動の到達点と課題

一つには、「特定非営利活動法人ノンラベル」の事業活動は、7名の職員によって担われている。保護者への支援と青年への支援は、独自性をもっており、7名の職員で上記6分野に及ぶ幅広い事業活動が展開されていることには、敬意を表するものである。多忙な日常の支援活動のなかで、「精神保健福祉士」の資格を取得した職員が新たに1名誕生し、理事長を含めて3名になったことも特筆に価する。

二つには、特に、現在重点となっている事務所における「障害福祉サービス」の提供は、居場所援助事業の活動と連動して、青年の自立訓練、就労支援の場としての機能を果たしている。この間参加してきた20名余りの青年のなかから昨年までに5名、今年は新たに2名が、民間の事業所における就労決定を得てきたことも大きな成果としてあげることができる。

三つには、多様な事業活動の展開が可能となっている背景には、7名の職員だけではなく、会員である保護者、青年自身の当事者としての主体的な参加がみられる。支援を受けるという受け身の存在に留まらず、当事者性を発揮しながら、自分たちで職員とともに事業活動を支えているという姿勢がある。この点は、今年会員等から多額の寄付金が寄せられたことにも表れている。

四つには、登録会員数、諸事業の利用者については、減少傾向が見られる。しかし、この点を逆に支援サービスの充実につなげている点をあげることができる。会員数の減少は、支援の結果、会員が次のステップに移行したことも示している。支援スタッフの数に応じた無理のない活動を展開することも、継続的な支援事業につながっていくと考えられる。

五つには、「障害福祉サービス」事業として、民間の事業所から受ける仕事の単価について、就労実態に応じた改善が求められる。また、事務所における「障害福祉サービス」事業の経験を経て社会で就労していくために、雇用してくれる事業所の更なる拡充が必要となっている。同時に、雇用の促進とかかわって、「発達障害・偏り（自閉症スペクトラム）」への理解が、社会的に不十分な状況があり、発達特性として青年を理解して、受け入れていく社会的な土壌を醸成していく必要がある。

以上

《評価対象法人記入欄》

外部評価結果への対応状況

外部評価により提言・指摘等を受けた事項に対する対応状況（今後対応する場合は対応予定）

提言・指摘等を受けた事項	対応状況又は対応予定
継続的な支援事業につなげるため、支援スタッフの数に応じた無理のない活動を展開すること	利用者の状態等を考慮し、利用者を数グループ（3名～8名）に分け、スタッフが各グループに1～2名配置し、継続的な支援を行っている。 また、今後は就労を視野に入れた企業への見学説明会等に同席し、利用者だけでなくスタッフも就労に向けての視野を広げる活動も行っていく予定。
「障害福祉サービス」に関して、民間の事業所から受ける仕事の単価について、就労実態に応じて改善すること	企業からの依頼作業を重ねることで、信頼関係を構築し、少しずつではあるが単価の高い仕事を請け負っている。 今後は、企業との直接的な請負を目指し、営業活動を行っていく予定。
事務所における「障害福祉サービス」事業の経験を経て社会で就労していくため、雇用してくれる事業所の更なる拡充が必要	就労支援機関への働きかけや、現在つながりのある企業へのPR等を行っている。 ジョブパークと京都ほっとはあとセンターが協働で行っている、『福祉から雇用』応援事業への参加・登録を行い、一般就労への移行を促す活動も行っていく。
発達障害を持つ青年を理解し、受け入れる社会的な土壌の醸成	啓発活動として行っている、年に1度の「自閉症スペクトラム障害支援者養成講座」や、関係各所での講演などを通じて、一人でも多くの方に発達障害への理解・認知を促す活動を行っている。 今後はより多くの講演を行っていく予定。

備考（審査委員会のコメント）

障害者優先調達推進法などの法人にとって有利な制度を活用して、財政基盤の確立に取り組んでいただくとともに、条例指定・認定による公的な認知や税制上の優遇措置のメリットを活かし、団体の存在意義や寄附を通じた活動への参加を広く社会的にアピールすることにより、支援の輪がさらに広がっていくことを期待する。